



- ②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。  
 (○)ない  ( )ある→実施年月( 年 月)2012年度実績( )件( )円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ( 591 )人(平成23年4月現在)
- ④介護給付費準備基金について  
 2011年度末の残高( )千円  
 2012年度末の残高( 367,768 )千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤地域包括支援センター設置数( 6 )箇所 直営( 0 )箇所、委託( 6 )箇所  
 職員配置人数( 41 )人 正職員( 39 )人、非正規職員( 2 )人
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。  
 (○)実施している → 実施年月日(平成19年10月1日) 2012年度実績( 1,090 )件  
 ( )検討中である  ( )実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。  
 (○)実施している → 実施年月日(平成19年10月1日) 2012年度実績( 1,409 )件  
 ( )検討中である  ( )実施の予定がない
- ⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。  
 ( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2012年度実績( )件  
 ( )検討中である  (○)実施の予定がない
- ⑨介護保険支給限度基準額超過者の人数( 不明 )人( 年 月 日現在)
- ⑩配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	<input type="radio"/> (○)実施している <input type="radio"/> ( )していない <input type="radio"/> ( )検討中である	
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週 7 回昼	
	1日平均利用者数(2012年度)	総延べ食事数( 379,657)食÷年間配食日数( 365 )日 =1日当たり平均( 1,040 )食	
	1食あたりの助成額	380 円	
	1食あたりの利用者負担額	250 円	
会食方式	実施の有無	<input type="radio"/> ( )実施している <input type="radio"/> (○)していない <input type="radio"/> ( )検討中である	
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)		
	月平均利用者数(2012年度)		
	1食あたりの助成額		
	1食あたりの利用者負担額		

- ⑪独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	<input type="radio"/> (○)実施している <input type="radio"/> ( )していない <input type="radio"/> ( )検討中である	
対象事業の名称	ふれあい収集	
対象者の要件	要介護認定を受けている65歳以上の高齢者だけで構成する世帯	
1カ月平均利用者実数(2012年度)	305 世帯	

- ⑫住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	<input type="radio"/> (○)助成制度がある <input type="radio"/> ( )助成制度はない <input type="radio"/> ( )検討中である		
制度内容	<input type="radio"/> ( )介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		
	利用者実数(2012年度)		
	<input type="radio"/> (○)介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件	要支援・要介護認定に該当しない70歳以上の高齢者世帯に対し、転倒要因となる箇所の改修費の9割を助成	
助成額	1 世帯あたり 54,000 円が限度	利用者実数(2012年度)	12 件

- ⑬ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

ひとり暮らしの方や病弱な高齢者世帯を対象に、緊急時の迅速な対応を行うための緊急連絡通報システム事業や、高齢者の栄養補給や安否確認を行う配食サービス事業を実施してい

ます。また、民生委員による見守り活動として、『こんにちは運動』を実施しています。生活支援事業としては、自分で家事等を行うことが困難な方に対して、軽易な生活支援サービスを行う軽度生活援助事業（ホームヘルパー派遣）を実施しています。

⑭高齢者や障がい者への、外出支援のための施策についてお尋ねします。

【福祉課・高年福祉課・地域ふれあい課】

1) 巡回バス・福祉バスなどを実施していますか。

(  ) 実施している

→ 利用料: 高齢者 < 歳以上 > ( ) 円、障がい者 ( ) 円、一般 ( ) 円  
その他の外出支援策(福祉バス1台(定員 35 人片道 120km 以内)を障害者団体等の視察やスポーツ大会などへの参加のため貸出しを行っています。介護予防教室の参加者の送迎をマイクロバスやタクシーで実施しています。i-バス(1 乗車 100 円、小学校就学前は無料)、生活交通バス(運賃 1 乗車 200 円、小学生 100 円、小学校就学前は無料)を実施しています。

【平成25年10月1日から】 i-バス一宮コース(1乗車 200 円、小学生 100 円、小学生未満は無料、身体障害者等 半額)、生活交通バス(運賃 1 乗車 200 円、小学生 100 円、小学校就学前は無料、身体障害者等 半額) ( )

(  ) 実施していない

2) タクシー代を助成する制度がありますか。ある場合は、助成内容をご記入ください。

満 90 歳以上の高齢者、身体障害者手帳 3 級以上、療育手帳B以上、精神障害者保健福祉手帳 2 級以上等の方が、一宮市と契約するタクシー会社等のタクシーやリフト付福祉タクシーを利用した場合に基本料金分を原則年間 30 回までタクシー券により助成しています。

⑮宅老所・街角サロンなど的高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

(  ) 助成している → 1施設当たり助成額 月額 ( 30,000 ) 円 または 年額 ( ) 円  
または 1回限り ( ) 円 → 助成カ所数 ( 7 ) カ所

(  ) 検討中である

(  ) 助成の予定がない

⑯介護認定者の障がい者控除の認定について

1) 認定書の発行枚数(2012年度実績)は ( 6,239 ) 枚

2) 認定書は (  ) 毎年発行している

(  ) 1回発行すれば翌年以降も使える

3) 介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を送付していますか。

(  ) 申請書を送付している → 2012年度 ( ) 件

(  ) 認定書を送付している → 2012年度 ( 6,039 ) 件

(  ) 送付していない。

4) 認定書の発行の条件

(  ) 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

(  ) 介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

(  ) 医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

(  ) 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

(  ) 次のような方法で判断している ( )

⑰介護保険サービス利用人数について ( 11,387 ) 人(平成 25 年 7 月 現在)

⑱介護保険支給限度基準額超過者の人数について ( 不明 ) 人 ( ) 年 月 現在)

### 3. 高齢者医療など【保険年金課】

①高額医療・高額介護合算療養費の支給について、該当者に個別に通知等していますか。

1) 後期高齢者の場合

(  ) 申請書を送付している (  ) ハガキ等で通知をしている (  ) 通知していない

2) 国民健康保険の場合

(  ) 申請書を送付している (  ) ハガキ等で通知をしている (  ) 通知していない

②後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らし

しの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

(  )対象にしている (  )縮小して対象にしている (  )県基準どおりにした

③上記②以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

自立支援医療受給者(精神通院)の精神通院にかかる自己負担額

④2013年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療受給者 ( 41,465 )人→愛知県後期高齢者医療広域連合発表7月31日現在

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 ( 7,392 )人

内〔ひとり暮らし非課税者( 947 )人

〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者( 117 )人

⑤後期高齢者医療について

被保険者数( 42,722 )人 保険料滞納者数( 630 )人→平成24年度全体

短期保険証発行人数( 15 )人→平成25年7月末現在

差し押さえ(2012年度)件数( 15 )件、金額( 971,900 )円

#### 4. 子育て支援策 ※2013年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

##### 【保険年金課】

- ・対象者;小中学生(15歳に達した日以後、最初の3月31日まで)
- ・通院にかかる自己負担額の3分の2を助成
- ・市内の医療機関のみ現物給付
- ・所得制限なし

②就学援助【学校教育課】

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

(  )入学説明会 (  )入学式 (  )始業式 (  )ホームページ (  )市広報  
(  )その他(2月に全児童生徒にお知らせを配布します。)

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( 1.2 )倍

そのほか

別紙資料「一宮市立小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則」による認定要件をご参照ください。

3)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( 1,730,000 )円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( 2,650,000 )円

4)申請書の受付先 (  )市町村窓口 (  )学校 (  )市町村窓口と学校のどちらも可

5)民生委員の証明は必要ですか (  )必要である (  )必要ない

6)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2012年度	2013年度
受給者数	3,318人	3,093人
受給割合	9.5%	9.0%
支給額	233,991,603円	248,044,000円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2013年度の支給額は見込み額をご記入ください。

2013年度は予算額(要件確認の関係で、結果によって認定者数変動し、それに伴い支給額も変動するため、現時点では見込み額の算出はできません。)

7)就学援助家庭の給食費の支払い方法 (  )現物支給 (  )償還払い (  )その他

8)就学援助の項目について

(  )学用品費 (  )体育実技用具費 (  )入学準備金 (  )通学用品費 (  )通学費

(  )修学旅行費 (  )クラブ活動費 (  )生徒会費 (  )PTA会費 (  )給食費

(  )校外活動費(宿泊を伴わないもの) (  )校外活動費(宿泊を伴うもの) (  )医療費

(  )日本スポーツ振興センター掛け金 (  )めがね・コンタクトレンズ (  )卒業記念品

( )その他( )

③学校給食について(2013年度)【学校給食課】

1)給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	42校	2校	8校	18校	14校	自校 230円 センター 220円
中学校	19校	1校	3校	8校	7校	自校 260円 センター 250円

2)給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

なし

④放射線被ばくから子どもを守る施策について【学校給食課】

1)学校給食の食材の安全、健康検査など子どもを被ばくから守る自治体独自の施策

食品放射能検査機器を購入し、食材を検査しています。

2)食材用放射線測定器を自治体で所有していますか。また購入予定はありますか。

(○)すでに購入している ( )購入の予定 ( )購入の予定はない

3)自治体独自で食材の放射線量測定の出検限界値(基準値)などの設定をしていますか。

( )設定している (○)設定していない

⑤女性、特に妊産婦や高齢者などに配慮した避難所づくりはどうなっていますか。【危機管理室】

女性や高齢者に配慮するため、避難所内の仕切り用資機材や更衣室などにも利用できるテントを備蓄するなど、プライバシーの確保に努めています。

⑥児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2012年度)【子育て支援課】

1)件数( 100 )件 対応職員( 5 )人、うち専門職( 2 )人

2)現状に対する課題

児童の通う学校、保育園、幼稚園等が児童の身体的異変等に気づき虐待が疑われる場合の児童相談センターや市役所への連絡が、近年の児童虐待防止の周知徹底により、かなり速やかに行われるようになってきましたが、保護者との関係悪化を気にすると、連絡が遅れる可能性もあるため、より徹底することが必要と思われます。

3)早期発見、未然防止に関する実施施策(児童虐待防止対策緊急強化事業等)について

こども家庭相談員を平成25年度から1名増員し3名とし、児童虐待対策を強化しました。

5. 国民健康保険【保険年金課】

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2011年度	2012年度	2013年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× ( 8.1 )%	× ( 8.1 )%	× ( 8.1 )%
	資産割	固定資産税額	× ( - )%	× ( - )%	× ( - )%
	均等割	加入者1人につき	31,200円	31,200円	31,200円
	平等割	1世帯につき	28,800円	28,800円	28,800円
1人当たり調定額(平均保険料)			74,501円	74,962円	75,737円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			7,941円	8,806円	10,000円

※2013年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ①法定軽減世帯の均等割・平等割を更に1割減免します。
- ②世帯の総所得が200万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免します。

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

前年の合計所得が250万円以下で、本年の合計所得の見込額が前年の2分の1以下に減少すると認められる場合、該当者の所得割の100分の50を減免します。

③資格証明書 ※2013年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 ( ) 交付していない (○) 交付している → ( 72 ) 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。  
( ) 必ず面談している (○) 面談がなくても交付する場合がある ( ) その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数  
世帯数( 0 ) 世帯 内、乳幼児( ) 人、小学生( ) 人、中学生( ) 人、高校生世代( ) 人  
上記のうち、6か月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数  
世帯数( 0 ) 世帯 内、乳幼児( ) 人、小学生( ) 人、中学生( ) 人、高校生世代( ) 人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。  
( ) 国の基準どおり実施している  
(○) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している (次頁に続く)  
(○) 高校生世代以下の子どものいる世帯  
(○) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯  
( ) 病弱者のいる世帯  
(○) 次の場合は、交付対象から除外している。

70歳から74歳までの高齢受給者証交付対象世帯

④短期保険証 ※2013年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数  
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く  
・1か月以内(4世帯)人 ・2か月(1世帯)人 ・3か月(1世帯)人 ・4か月(2世帯)人  
・5か月(1世帯)人 ・6か月(1,485世帯)人 ・1年(0世帯)人 ・その他( )
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

次のいずれかに該当する方に発行  
1. 保険証の更新年度の前年度において、国保税に一定以上の滞納額があり、前年度の12月以降納付がない方  
2. 更新年度以外の年度において課税された国保税を滞納している方のうち、市長が必要と認めた方

- 3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。  
(○) 通常の保険証と同じ  
( ) 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど( )

⑤保険料(税)滞納者への差押えについて(2012年度)【納税課】

- 1) 差し押さえの基準(滞納者が督促を受け、その督促に係る税をその督促状を發した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。)
- 2) 分納者への対応(収入などの生活実態を把握して個々に対応しています。)
- 3) 予告通知書の発行(把握していません。ただし、緊急事案を除き予告後に差押を行っています。)
- 4) 差押え件数 不動産(297)件 預貯金(378)件 生命保険(その他にて集計)件(内学資保険(把握せず)件)その他(496)件(生命保険等債権、動産)
- 5) 競売などによる現金化 (1,695)件 (337,582,323)円

⑥国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2013年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( 0 ) 人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( ) 人
- 3) その他

短期保険証の有効期間が過ぎた後、国保税の納付や納付相談がなく、未更新となっている数  
924世帯(平成25年7月31日現在)

⑦国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1)一部負担減免制度を実施していますか。  
実施している    検討中である    実施の予定がない  
 2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。  
設けている    検討中である    設けていない  
 3)2012年度の減免件数 ( 46 )件    減免金額 ( 102,799 )円

⑧国保運営協議会について

- 1)運営協議会の公開    公開していない    公開している  
 2)運営協議会委員の公募枠    ない    ある → (      )人

6. 障がい者施策【福祉課】

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	385	364	44.0
重度訪問介護	15	373	124.5
行動援護	62	40	37.9
同行援護	56	40	25.1

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数( 653 )人    最多支給時間数( 40 )時間    平均支給時間数( 22.1 )時間

③訪問系サービスの支給基準    あり    なし

④計画相談支援の8月利用実績    ( 46 )人

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

- 1)併給をしている人の人数( 34 )人(平成25年8月22日現在)  
 2)上記併給者のうち、介護保険の被保険者が介護保険サービスの支給限度額の制約から障害福祉サービスを上乘せしている者の人数(生活保護受給者で65歳未満の者は除く)  
 ( 12 )人(平成25年8月22日現在)  
 3)2)のように介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乘せ利用する場合の条件  
介護保険の被保険者である障害者が介護保険サービスの支給限度額の制約から介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能。  
上記に加え、何らかの条件を設けている。

※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。

(例)・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

- ・介護保険の要介護度が要介護5の者(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は、要介護4以下でも検討可能)
- ・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること    等

- ・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)
- ・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること

4)併給についての広報について

- している    していない  
 →「している」と回答した場合、どのように広報していますか。  
市町村の広報    ホームページ  
介護保険関係でのお知らせ等    障害福祉関係でのお知らせ等  
その他→(      )

5)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか( 51.6 )時間

⑥2013年度の障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)の予算のうちの下記の予算額

- 1)自立支援給付 ( 3,656,758 千円)  
 うち介護給付 ( 2,918,210 千円) 訓練等給付 ( 738,548 千円)  
 2)地域生活支援事業 ( 414,467 千円)

⑦「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」での助成について

※政令指定都市と中核市以外の市町村のみお答えください

( )助成を受けている (○)助成を受けていない。

→「助成を受けている」場合、助成を受けることでの変化や変更点がありましたら教えてください。

⑧障害者手帳所持者について

- 1)身体障害者( 13,205 )人 (平成25年 3月 31日現在)  
 2)知的障害者( 2,532 )人 (平成25年 3月 31日現在)  
 3)精神障害者( 2,097 )人 (平成25年 3月 31日現在)

⑨市町村にある患者会、障害当事者の団体、家族会について

- 1)身体障害者( )団体 ( 年 月 日現在)  
 2)知的障害者( )団体 ( 年 月 日現在)  
 3)精神障害者( )団体 ( 年 月 日現在)

※様々な団体が活動しているため把握できません。

**7. 健診事業** ※2013年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否【保険年金課・健康づくり課】

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		個別・集団	無料	可・不可		可・不可	
がん検診	胃がん	個別・集団	2,000円	可・不可		可・不可	
	大腸がん	個別・集団	500円	可・不可		可・不可	
	肺がん	個別・集団	無料	可・不可		可・不可	
	子宮がん	個別・集団	1,000円	可・不可		可・不可	
	乳がん	超音波	個別・集団	未実施	可・不可	未実施	可・不可
		マンモグラフィー	個別・集団	500円	可・不可	500円	可・不可
前立腺がん		個別・集団	1,500円	可・不可		可・不可	
歯周疾患		個別・集団	無料	可・不可		可・不可	

※肺がん検診で、かくたん検診を実施する場合は自己負担1,000円必要。

※超音波での乳がん検診は実施していません。

②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について【健康づくり課】

(○)実施している ( )実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について【健康づくり課】

(○)実施している → 健診内容 ( )特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる

※対象者:18歳から39歳までの女性限定

( )実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数【健康づくり課】

( )節目年齢に限定せず毎年受けられる ( )40・50・60・70歳の年に受けられる

(○)その他( 40・45・50・55・60・65・70歳の年に受けられる )

**8. 任意予防接種の助成** ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください【健康づくり課】

ワクチンの種類	対象	助成額	自己負担	助成開始または
---------	----	-----	------	---------

		(1回)	(1回)	開始予定年月
成人用肺炎球菌	下記のとおり	3,790 円	4,000 円	H22.4.1
みずぼうそう		円	円	なし
おたふくかぜ		円	円	なし
ロタウイルス		円	円	なし
B型肝炎ウイルス		円	円	なし

成人用肺炎球菌ワクチン対象者：満 75 歳以上の者、または、満 60 歳以上 75 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。

<参考>

・平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの成人用肺炎球菌ワクチンの助成額は、3,000 円/回の助成。平成 23 年 4 月 1 日から上記表の金額に変更。

**【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

【議事調査課、秘書広報課】

※2012年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	提出していません。
	②消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	〃
	③社会保障と税の一体改革関連法の中止を求める意見書・要望書	〃
	④「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	〃
	⑤国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	〃
	⑥介護保険の改善を求める意見書・要望書	〃
	⑦子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	〃
	⑧医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	〃
	⑨障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	〃
	⑩任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書・要望書	〃
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	提出していません。
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	〃
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	〃

**【4】次の資料(各 1 部)の添付をお願いします。**

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【高年福祉課】昨年と同じ
- ②アンケート【2】1の⑮の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【高年福祉課】昨年と同じ
- ③アンケート【2】1の⑯の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書【高年福祉課】
- ④就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)【学校教育課】
- ⑤国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2012年度)【保険年金課】
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【保険年金課】昨年と同じ
- ⑦アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2012年9月以降の提出分)【議事調査課・秘書広報課】該当なし

☆ご協力ありがとうございました